

第 1086 回 高知市教育委員会 11 月定例会 議事録

1 開催日 平成 23 年 11 月 25 日 (金)

2 委員長開会宣言

3 議事

日程第 1 会議録書名委員の指名について

日程第 2 市教委第 43 号 高知市教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価について
前回からの継続

日程第 3 市教委第 44 号 平成 23 年 12 月市議会定例会に提出する予算議案及び予算外議案に対する意見について

日程第 4 市教委第 45 号 高知商業高等学校の学科の廃止及び設置について

日程第 5 市教委第 46 号 高知市大学等奨学資金貸付規則の全部改正について

4 報告

- ・高知市教育委員会事務局職員の不祥事について
- ・高知商業高等学校の不審火について

5 出席者

(1) 委員	1 番委員長	門 田 佐智子
	2 番委員	西 山 彰 一
	3 番委員	山 本 和 正
	4 番委員	西 森 やよい
	5 番教育長	松 原 和 廣
(2) 事務局	教育次長	松 井 成 起
	総務課長	池 畠 正 敏
	学校教育課長	土 居 英 一
	生涯学習課長	秋 沢 大 助
	青少年課長	片 岡 武 志
	スポーツ振興課長	徳 広 祐 一
	人権教育課長	岡 野 晃 之
	教育研究所長	尾 崎 佐智子
	総務課長補佐	近 森 象 太
	総務課主事	森 尾 美 舗
	学事課長補佐	森 一 正
	市民図書館副館長	岩 原 圭 祐
	青少年課長補佐	西 本 真 美
	学校教育課指導主事	竹 村 晃

第 1086 回 高知市教育委員会 11 月定例会 議事録

1 平成 23 年 11 月 25 日（金） 午後 13 時 01 分～午後 14 時 15 分 （たかじょう庁舎 5 階会議室）

2 議事内容

開会 午後 3 時 00 分

門田委員長

只今から，第 1086 回高知市教育委員会 11 月定例会を開会いたします。

はじめに，会議録署名委員の指名を行います。署名委員は，山本委員さんお願いいたします。

それでは日程第 2 市教委 43 号 高知市教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価についてを議題とします。

前回 16 日の臨時会から継続審議となっています。事務局から内容の変更等について説明をお願いします。

総務課長

総務課長の池畠でございます。

報告書全体に関するものですが，先の臨時会では，特に意見はありませんでしたので，修正はございません。

今から個別の案件の修正について，新旧対照表を中心に報告をさせていただきます。お気付きの点がありましたら，随時ご意見をいただければと存じます。

門田委員長

それでは，初めに取組み 1，学力向上対策について説明をお願いします。

学校教育課長

新旧対象表の 1 ページです。まず，PTA と保護者協議会の関係については，具体的にどういった内容で連携等についてこれまで何度もその重要性を訴えてきましたけれども，今回の報告書では全体的に内容が乏しいのではないのかということでございました。学校からの情報発信がより重要であるということで，その具体的な内容について加筆しました。また，家庭の状況は様々で一律ではないというお話がございましたので，その部分につきましても，家庭学習する環境が確保できない生徒や，進路に向けてどのように学習していけばいいのか分からない生徒，学力面で自分に自信がもてない生徒など，少し状況に応じて対応するという文言を加えております。

学力向上対策については以上でございます。

門田委員長

この件について，質疑等をお願いします。具体的な中身について，加筆等をいただいたということでしょうか。

委員一同

【異議なし】

門田委員長

それでは 取組み 2 学校給食における地域食材活用の推進について 事務局からの説明をお願いします。

学事課長補佐

学事課の森でございます。前回委員さんからいただいた追加・修正点は 3 点です。

先ず 1 点目，高知市と外郭団体との関わりについて，追記してはどうか。

2点目、子どもたちの主体となるところについて追記してはどうか。

3点目、食育と地域との交流について追記してはどうか。という3点のご意見をいただきました。

そのご意見を受けまして、新旧対照表の2ページ、1、計画の(3)に追記してありますが、例えばJA高知市、或いは高知市学校給食ネットワーク会議といった具体的な団体名を挙げて、その関わり等について記載をしました。

また、子どもたちが主体となり、食育と地域との交流につきましては、2段落目で、児童生徒の実態として、地域の方のご協力による体験学習を通してということで、子どもたちとの関わり、或いは食育と地域の関わりについて記載を加えました。以上でございます。

門田委員長

この件に関して、質疑等をお願いします。

課題が3点ありますよね。この3点の改善の取組みが急務であるというところの、2農林水産部や市、学校給食会との連携によりということですが、これまでも随分連携を試してきたと思うのですけれども、これをよりよい連携をすれば、改善に向けてそういう方向に進むという風に解してよろしいですか。

学事課長補佐

そうですね、方向性としてはこれまでもございますが、具体的な中身、関わりについての部分が少し薄い部分もございますので、そこを深めて行きたいという考えです。

門田委員長

よろしいですか。それでは、取組み3 放課後子ども教室運営の充実について、事務局から説明をお願いします。

青少年課長補佐

青少年課 西本でございます。

前回いただいたご意見は、大きくは2つございました。

1つは、全体の流れで見ると見直したほうが良いというご意見と、もう1つは、全体評価の中に子どもたちからの感想文も織り込むようにというご指摘、ご意見をいただきました。この2点について、全体を見直しました。

それと、中学での放課後学び場につきましては、今回の対象になっておりませんので、これは削除いたしました。

後は全体的に文言整理を行っております。よろしくをお願いします。

門田委員長

では、この件に関して質疑等をお願いします。

非常に余り分かっていない質問で申し訳ないけれども、放課後子ども教室と放課後学習室というのは、行われている内容は違うのでしょうか。

青少年課長補佐

放課後子ども教室というのは、国の補助事業がございます。対象は、本市では、小学1年生から6年生までを対象に放課後ゆるやかな見守りの中で、子どもたちが遊びや体験をして過ごすということで説明しております。

放課後学習室というのは、放課後子ども教室をベースにして、対象は、小学校4年生から6年生で、学習に特化した事業です。

門田委員長

そうすると、子ども教室は、それほど学習に結びつかなくて良いもので、子どもたちを安全に見守りたいということで、学習室の方はある程度、学習指導できるということでないといけないということですか。

青少年課長補佐

具体的には、ボランティアの方は、放課後子ども教室の方では、安全管理員と申しておりますし、放課後学習室は、学習アドバイザーと申しております。

子ども教室でも、地域によっては、宿題をさせているところもありますが、学習室というのは、具体的に子どもの勉強をみることができるということで、実際に求められる人材像というのは、若干差があります。

門田委員長

運営の中でもきていただく人の確保が、課題であるということでしょうか。

ご意見はありませんか。

それでは取組み4、地域スポーツ振興の推進について説明をお願いいたします。

スポーツ振興課長

スポーツ振興課長の徳広でございます。

新旧対照表の最後の10ページでございます。

前回いただきましたご意見が、見出しの部分でございますが、地域スポーツの振興についての目指すヴィジョンという観点で捉えた時に、スポーツを楽しまれる必要性について、最初の部分で、必要であると断定をしておりました。しかしながら、確かに運動が苦手な方、得意な方がいらっしゃいますので、スポーツを楽しむことは、こういう良いことが有りますよ、という表現に改めまして、より門戸の広い形でスポーツの振興を取入れたいという形にさせていただきました。お手元の文章でニュアンスを汲み取っていただけるものと思っております。

それと、次の1.計画の中ですが、当初活動が十分になされていないと思われる地区体育会さんと実務者レベルでの意見交換と考えておりましたが、やはり意見交換をするには、活発な地域の方の実務者レベルの方の体験談と言いますか、具体例が必要であるということで、ここを地区体育会の、と改めさせていただきました。

以上でございます。

門田委員長

この件に関して、ご意見等はございませんか。

それではこれで、質疑を終了いたします。

市教委第43号 高知市教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価については、この素案を基本的に了とし、特にご意見はなかったですが、修正点や地区の選定については私と事務局で協議し、報告書として取りまとめたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

委員一同

【異議なし】

門田委員長

それでは報告書の最終の取りまとめは、私の方で行わせていただきます。

次に日程第3 市教委第44号 平成23年12月市議会定例会に提出する予算議案及び予算外議案に対する意見について を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

総務課長

総務課の池畠でございます。

別添の資料をお願いします。

12月市議会定例会でご審議いただく教育委員会からの議案は、まず1ページですが、平成23年度補正予算議案として1件。予算外議案として、条例の一部改正議案が4件。指定管理者の指定に関する議案が3件。

工事請負締結議案が1件でございます。

初めに予算議案です。少し時間をいただきたいと思えます。

まず(1)の幼稚園就園奨励費です。私立幼稚園就園奨励費は、家庭の所得状況に応じ、幼稚園に就園する園児の保護者に対して、保育料等の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ることを目的とした事業でございますが、22年度と比較いたしまして国の補助単価が上昇したことや、補助対象の階層区分によっては、単価の高い世帯が増加するなど、当初の見込みより補助金総額が上回ったことにより、増額補正を行うものでございます。

次に、(2)の小学校耐震補強整備事業でございます。内容は、第2次耐震診断の結果から、大地震により倒壊等の恐れがあると判定された五台山小学校東舎、高須小学校南舎、一橋小学校北舎、潮江南小学校南舎、高知小学校南東舎の校舎5棟の耐震補強工事を実施するものでございます。

この5棟につきましては、24年度以降に耐震補強工事を実施する計画でしたが、先の東日本大震災のこともあり、少しでも早く学校施設の耐震化を完了させるために、国の23年度1次補正予算等を活用することにより、23年度に前倒をして実施するものでございます。

なお、この事業は年度内に完了することができないため、24年度への繰越を予定しております。

次に、(3)の放課後児童指導員報酬でございます。年度当初に放課後児童クラブの正規指導員数を123名と見込んでいたところでございますが、育児休業取得者や病気休暇取得者に加えて、中途退職者が発生したことによりまして減額補正を行うものでございます。

次に、(4)の放課後児童健全育成事業管理運営費でございます。内容は、先程説明いたしました放課後児童クラブ正規指導員の育児休業や病気休暇の取得者が発生したこと等によりまして、代替えの臨時指導員が必要になりましたことから、その指導員に係る報償費の増額補正を行うものでございます。

次に(5)の公民館施設整備事業費でございます。この事業は、春野公民館内ノ谷分館で行われております生涯学習活動(健康増進・デイサービス)及び地域づくり協議等の活動の利便性を図るために、県の「地域づくり支援事業費補助金」を活用いたしまして、内ノ谷分館に駐輪場を新設するものでございます。

次に、(6)の図書資料購入費でございます。図書の購入を希望する寄附金の申し出が8月末にありまして、その希望に沿い、寄付者の地元である三里分室を中心に図書の充実を図るものでございます。

2ページをお願いします。次に(7)の繰越明許費の設定についてでございます。内容は、地方自治法第213条の規定により、先程説明いたしました平成23年度内に事業が完了しない恐れのある小学校耐震補強整備事業につきまして、平成24年度に繰越す予算の上限額を設定することについて承認をいただくものでございます。

次に、8から10の清掃業務委託に係る債務負担行為の設定についてでございます。12月議会で提案します清掃業務委託に係る債務負担行為の設定につきましては、平成20年7月に和解に至りました、就労目的の特命随意契約を解消するために、特命随意契約で行っていた業務を競争入札に変更するための手続きとして債務負担を行うための設定が必要となったものでございます。

先ず(8)の児童館清掃業務委託に係る債務負担行為の設定についてでございます。内容は児童館6館の清掃業務につきまして、平成24年度から委託契約を競争入札により締結するため、平成24年3月には委託事業者を決定したいと考えております。債務負担行為の期間につきましては、平成23年度から25年度の3ヵ年とし、限度額につきましては、3,117,000円とするものでございます。

なお、平成23年度につきましては、委託契約を行うものの、支払いは伴わないため歳出の予算化を必要とするのは平成24年4月分から25年4月分までとなっております。

次に(9)の集会所清掃業務委託に係る債務負担行為の設定でございます。内容は、集会所4ヶ所の清掃業務につきまして、先程の児童館清掃業務と同じく、平成24年度から委託契約を競争入札により締結することと

し、平成 24 年 3 月には委託事業者を決定したいと考えております。

債務負担行為の期間につきましては、平成 23 年度から 25 年度の 3 ヶ年とし、限度額につきましては、1,317,000 円とするものでございます。

なお、平成 23 年度につきましては、委託契約は行うものの、支払いは伴わないため、歳出の予算化を必要とするのは、平成 24 年 4 月分から 25 年 4 月分までとなっております。

次に(10)の学校体育施設便所清掃業務委託に係る債務負担行為の設定についてでございます。内容は学校体育施設開放事業用に運動場に設置しております便所 54 カ所の清掃業務につきまして、同じく平成 24 年度から委託契約を競争入札により締結することとし、平成 24 年 3 月には委託事業者を決定したいと考えております。

債務負担行為の期間につきましては、平成 23 年度から 25 年度の 3 ヶ年とし、限度額につきましては、8,000,000 円とするものでございます。

なお、平成 23 年度につきましては、委託契約は行うものの、支払いは伴わないため、歳出の予算化を必要とするのは、平成 24 年 4 月分から 25 年 4 月分までとなっております。

予算議案の説明は以上でございます。

3 ページをお願いします。

予算外議案でございます。先ず(1)の高知市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償費に係る条例の一部を改正する条例議案でございます。

お手元の資料、5～8 ページですが、新旧対照表及び改正フローを参考にさせていただきながら説明させていただきます。改正の趣旨といたしましては、8 ページの改正フローにありますように、平成 23 年 10 月 1 日及び平成 24 年 4 月 1 日から施行される障害者自立支援法の改正に伴いまして、条例の規定整備を行うものでございます。

次に、戻りまして(2)高知市立高等学校授業料等に関する条例の一部を改正する条例議案でございます。お手元の資料 9 ページの新旧対照表を参考にさせていただきながら説明させていただきます。改正の趣旨といたしましては、平成 23 年 3 月に発生いたしました東北地方太平洋沖地震で被災した生徒の就学の機会を確保する等の観点から、特例措置といたしまして、高知商業高校の受験手数料及び入学料の納付を不要とするために、条例の規定整備を行うものでございます。

元に戻りまして、(3)高知市運動場条例の一部を改正する条例議案でございます。お手元の資料 11～14 ページの新旧対照表を参考にさせていただきながら説明をさせていただきます。

改正の趣旨といたしましては、平成 24 年 1 月に完了が見込まれております高知球場への証明設備設置に伴いまして、照明使用料及び利用時間を設定するために条例の規定整備を行うものでございます。

なお、高知球場の照明塔使用料につきましては、全天候の場合、1 時間 15,000 円とし、また利用時間につきましては、日の出から日没までであったものを、日の出から午後 9 時までに変更するものでございます。

次に、指定管理者の指定に関する議案でございます。先ず、高知市立鏡公民館、高知市ギャラリー白雲、高知市立市民図書館鏡分室についてでございます。お手元の資料 15 ページの指定管理者の指定に関する議案を参考にさせていただきながら説明をさせていただきます。

高知市立鏡公民館、高知市ギャラリー白雲、高知市立市民図書館鏡分室の指定管理につきましては、前回平成 21 年 4 月から高知市鏡地域婦人会により行われているところでございますが、平成 24 年 3 月に指定の期間が終了することに伴い、平成 24 年 4 月からの指定管理者を指定することとなりました。指定により募集を行い、高知市指定管理者審査委員会で審査を行った結果、高知市鏡地域婦人会を指定候補者として選定いたしました。これを受けまして、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、当団体を指定管理者として指定することについて、議会の議決を求めるものでございます。なお指定の期間は、平成 24 年 4 月 1 日から

27年3月31日迄の3年間とし、同施設内にある農林水産部所管の高知市鏡文化ステーションR I Oと併せて、同一団体により管理運営するものでございます。

次に、高知市文化プラザ、高知市立中央公民館についてでございます。

お手元の資料16ページの指定管理者の指定に関する議案を参考にしながら説明させていただきます。高知市文化プラザ、高知市立中央公民館の指定管理につきましては、前回平成21年4月から高知市文化プラザ共同企業体により行われているところでございますが、平成24年3月に指定の期間が終了することに伴い、平成24年4月からの指定管理者を指定することとなりました。9月12日から公募に係る申請書等の受付を行ったところですが、1団体からのみ申請となり、高知市指定管理者審査委員会で審査した結果、高知市文化プラザ共同企業体を指定候補者として選定いたしました。

これを受けまして、地方自治法第244条の2第6項の規定により、当団体を指定管理者として指定することについて、議会の議決を求めるものでございます。なお、指定の期間は、平成24年4月1日から29年3月31日迄の5年間でございます。

次に、教育委員会所管スポーツ施設の高知市総合運動場他4施設についてでございます。お手元の資料17ページの指定管理者の指定に関する議案を参考にしながら説明させていただきます。

高知市総合運動場、高知東部総合運動場、高知市針木運動公園、高知市城ノ平運動公園、高知市土佐山運動広場の指定管理につきましては、前回平成21年4月から財団法人高知市スポーツ振興事業団により行われているところですが、平成24年3月に指定の期間が終了することに伴い、平成24年4月からの指定管理者を指定することとなりました。指名により募集を行い、高知市指定管理者審査委員会で審査した結果、財団法人高知市スポーツ振興事業団を指定候補者として選定いたしました。

これを受けまして、地方自治法第244条の2第6項の規定により、同団体を指定管理者として指定することについて、議会の議決を求めるものでございます。なお指定の期間は、平成24年4月1日から27年3月31日迄の3年間でございます。

最後に、下知市民図書館(仮称)新築工事請負契約締結議案でございます。4ページをお願いします。

内容は、下知市民図書館(仮称)の新築工事につきまして、関西・龍特定建設工事共同企業体と214,540,200円で請負契約の締結を行おうとするものでございます。

工事の概要は、取壊しが完了しました旧下知市民図書館2階建て述べ床面積497㎡と同じ位置に、鉄筋コンクリート造4階建、一部5階建、延べ床面積1,359㎡の施設を新築するものでございます。

施設の特徴としましては、下知地区のコミュニティ施設の中核を担うとともに災害時の避難場所としての機能を兼ね備えたところでございます。

1階にエントランスホール、コミュニティサロン、事務室、会議室など、2階に図書館、3階に会議室、倉庫、4階に多目的ホール、防災倉庫、機械室等、5階に防災倉庫を配置し、屋上スペースにつきましては、災害時の緊急避難場所として活用することを考えております。

今後の予定ですが、今議会で議決をいただいた後の平成24年4月に着工し、平成24年11月に完成した後、新施設への備品配置、開架、配本等の準備期間を経まして、平成25年4月に新施設の開館を予定しております。

なお、解体から新築工事期間中につきましては、現位置の道路を隔てた北側の民間施設を借入れまして、図書館を開館しております。説明は以上です。

門田委員長

12月市議会定例会に提出する予算議案及び予算外議案について説明がございましたけれども、質問、ご意見はございませんか。

西森委員

(3)放課後児童指導員の報酬に関するところで、減額補正するけれども、その後また補正してということですが、人数的にどういう感じになるのか。

青少年課課長補佐

放課後児童指導員は123人でございます。

西森委員

123名ということで、中途退職者などで何人が減られて、補正してまた増やしたとしても、少しへこむというか増やしきれなくて、トータルで人数減るのかなあと考えてしまいますから。

青少年課課長

青少年課の片岡でございます。

育児休暇で1名、病気休暇で2名でございます。

青少年課課長補佐

(3)の指導員の報酬は、いわゆる正規指導員の報酬になります。(4)はその代替え臨時指導員の報酬になります。

標準というのは正規指導員というのが各クラブに2名というのが原則としております。児童クラブが63ありますので、旧高知市なのですが、クラブ2名ずつですので、126名というのは望ましい数になります。

門田委員長

他にございませんか。

特になければお計りいたします。市教委第44号 平成23年12月市議会定例会に提出する予算議案及び予算外議案に対する意見については、特段なしと決することにご異議はございませんか。

委員一同

【異議なし】

門田委員長

それでは、意見なしと認めます。よって、市教委第44号は、そのように決しました。

次に日程第4 市教委第45号 高知商業高等学校の学科の廃止及び設置についてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

学校教育課長

資料をお配りします。

高知商業高等学校の学科の廃止及び設置についてご説明いたします。

高知商業高校は、これまで3度の学科の改訂をしています。1回目は昭和62年度、更に平成6年、平成15年に、高等学校の教育指導要領の改正に合わせまして、それぞれ改正を行いました。お手元の6ページ(1)にございますのは学科の廃止となっております。今回は、平成25年度からの新高等学校学習指導要領の改正に合わせた学習学科の編成に合わせたということでございます。

急速に変化をする日本の経済の中で、商業高校の果たすべき役割、人材育成のあり方等を再検討し、時代を先取りした商業教育の創造を構築するということを目的に、平成21年に校内に設置しました教育課程検討委員会を中心に、長期学校経営ビジョンを検討して参りました。この委員会の報告を受け、事務局でも検討した結果、科名変更と新しい科の設置を行いたいと考えたものです。

6ページに有りますように、改定案としましては、総合ビジネス科と国際コミュニケーション科を廃止して、両者を統合した総合マネジメント科と社会マネジメント科を設置する。情報システム科を廃止して、情報マネジメント科を設置する。スポーツマネジメント科を新設する。こういう形になります。

なお、学級数、入学定員等につきましては、25年度からのもので、現在考えておりますものをお示しますが、24年度の入試状況を参考にしながら、募集は全校区で、募集割合、方法等につきましては今後の教

育委員会に提案してまいります。

今回の改訂にいたしました理由や、改変いたします学科等につきまして担当の方から話をいたします。

学校教育課指導主事

学校教育課竹村でございます。

先程お配りしました資料についてご説明させていただきます。

6 ページをご覧ください。本校をとりまく状況といたしまして、現在の日本経済のグローバル化・知識基盤型社会への移行は、経済人・商業人の育成を目的とする商業教育に多大な影響を及ぼしているところであります。現在の慢性的不況による就職状況の悪化は、生徒の進路保障とともに商業高校を選ぶ中学生の進路選択にも大きな影響を及ぼしているところであります。

次のページに、有効求人倍率、全国商業高等学校の生徒数の減少を示す資料を付けてあります。全国的には、商業高校といったものは、大変減っている状況下にあります。

次に資料 8 ページをご覧ください。商業高校の過去 5 年間の進路状況を示めしております。進学、就職の割合を見ていただきますと、ここ 3 年、80% が進学しており、以前の就職といったものから逆転現象がみられております。

次に 11 ページをご覧ください。昨年の 9 月の議会においてもご質問をいただきましたが、多くの県民から本校のスポーツ・クラブ活動に対しては、多大な期待をいただいております、本校の活力としても運動部活動は大きな原動力となっているところでございます

このような状況から、進学対応、クラブ活動の活性化を柱に、進学にも就職にも強い学校、中学生から、保護者から選ばれる学校を、学校経営のミッションとして、時代を先取りした商業教育の創造を目指して、検討を重ねて参りました。

厳しい経済状況の中で、生徒が未来を切り拓いていくために、身につけて欲しい力として、マネジメント力を今回の改変に当たって、理念としております。

何故、マネジメント力なのかと言われるますが、21 世紀のグローバル型社会において、経営学、会計学などビジネスのノウハウを学んでも、資格検定を取得しても、就職や進学できる時代は終わったと言われております。

学んだことを活かして豊かな社会作りをマネジメントする人材育成が、現在望まれているところであり、本校の教育目標でもあります。

戻りますが、資料 9 ページをご覧ください。新学科、総合教育科を策定しまして、改変をいたします全学科において、マネジメント力の育成を図って参りたいと考えております。

特に、マネジメント力から分かれておりますビジネスマナーの徹底、伸ばす指導を行い、社会人基礎力の素養を育成する。特にこの社会人基礎力の素養を、商業高校の特色でもあります実践的、体験的活動の中で養うことが特色になってこようかと思っております。

この全国に先駆けたマネジメント教育の推進を目指しております。

次に改変いたします学科について説明します。資料 10 ページ。新学科コース構想をご覧ください。

現行と新学科を比較しております。先ず 1 番目に、左側にあります総合マネジメント科、4 クラスを予定しておりますけれども、説明をさせていただきます。

現行の総合ビジネス科の特進コースと会計コースを継承、発展させる学科であります。既に、本年度からスタートしておりますこの特進コースは、1 年時からのコース選択で、普通教科そして英語は、普通高校と同じ単位数で実施しており、それに重点を置き国公立、私大への進学を目指す学科となっております。

ライセンスコースは、資格取得を活かして、進学就職を目指しております。

次に社会マネジメント学科です。現行の総合ビジネス科の実践コースと国際コミュニケーション科を継承

発展する学科であります。

1年時は共通で、探求型の学習を行い、2年時より国際コース、実践コースに分かれて参ります。

両コースとも、校外連携、参加体験、実践型学習を推進し、社会に貢献できる資質と行動力を身に付ける、進学、就職に多様な進路に対応して行きたいと考えております。

情報マネジメント科は、現行の情報システム科と同様に、情報技術に関する資格取得を目指すとともに、情報を主体的にマネジメントする力を養うことで、高度な事務処理能力を身に付け、国家資格の取得を目指して行きたい。

最後に、スポーツマネジメント科ですが、今年6月にスポーツ基本法が制定され、生涯スポーツといった視点からも、スポーツをマネジメントする能力、資質を養い、スポーツを通じて社会に貢献する人材育成を図って参りたいと考えています。

各科コースと教育目標の詳細については、資料1をご参照いただければと思います。

資料12ページには教育課程表を添えております。網掛で示しているものが、学校独自で設定します学校設定科、一寸濃い網掛になっているのが課題研究といって、生徒自らが課題を考えて取組む教科となっております。この二つの教科を中心に普通高校とは違った特色を出し、マネジメント能力の育成を図り、進学対応を図ってまいりたいと考えております。

最後に、25年度の学科改変と時を同じくしまして、県立大学も永国寺キャンパスに工科大のマネジメント学科、約2千人が移行を予定されております。現在も、工科大、高知大とは連携を図っているところではありますが、今回のマネジメント教育の推進による学科改変により、本校が目指すマネジメント力の素養、基礎学力につきましては、本市の共通目標の、仲間とともに学ぶことで学力向上を図っていく授業改革とも重なっており、小中高大一貫した地域における人材育成を果たせるものではないかと考えております。

以上、よろしく申し上げます。

門田委員長

ただ今の説明に関して、質疑等はございませんか。

西山委員

1ページの総合マネジメント科の網掛の(4)に書いてあります、総合的な力を身につける、の部分で、そもそも総合教育というのは、この様に重要なものと受け止めておりますが、ここでいわれます、総合教育とはどのようなことか、商業高校で看板になるような重要な部分だと思いたすが。

学校教育課指導主事

先程お配りした資料9ページの新学科総合育成プランというのがございます。ここにビジネスマナーというものが、商業高校として、基礎的要素として考えられるものです。そして学力向上、伸ばす指導の下に学力向上とできておりますけれども、これは、どの普通高校でも同じようやっておられる内容でありますけれども、商業教育は実践力、経済に結びついた知識と技能取得が特徴であり、それが商業の活性化の基礎になろうかと考えております。

西山委員

これは意見ですが、素晴らしい先輩がいらっしゃいますので、そういう実践的なところを、あと商売をやっていく上でも常識みたいなもの、普通の学校ではなかなか教えてくれない大事なところですが、そういう先輩を十分活かして、高知商業学校の歴史を更に発展的につなげて行って欲しい。よろしく申し上げます。

松原教育長

新しい教育プランが出来ておるのに、大きく商業教育が変わろうとしている訳ですが、従来型の、現実の先生によって変えようとしていますよね。

そういう中で、例えば進学態勢を充実するために、教員をどういう風な育成プランの中で育成しようとし

ているのか、或いはスポーツマネジメントという教科を強化していくために、こういう先生をどういう大学に留学させて勉強させていくとかいう、研修の展望みたいなのはどうですか。

学校教育課指導主事

現在の研修の方法ですが、人事交流により本年度、小津高校、西高校で進学態勢を2人の教諭に学んで帰ってきてもらいました。また資格取得については専門学校と提携を図るなかで、1年間学校に入っていたいただき専門的な指導をいただいています。マネジメント部門の強化については、高知市教育研究所で実施しております、高知市立高等学校研修の中で、工科大学、そして高知大学社会教育学部の先生方のご指導をいただいております、今も勉強しているところです。

展望としては、予算措置がかなうようでしたら、民間企業との連携等も図っていければと考えております。

松原教育長

商業高校となると、これから新しくなろうとしているのだから、そういう風な例えば新しい血を入れるとか、新しい教員養成などの道をつけていくなどということ、そのようなビジョンを示していくべきではないかと思えます。思い切って、出したらいいと思うのです。

看板は別として、中身も思い切って変革しなければ。

西山委員

その中身ですが、既にどれ位社会人講師を入れて、どれ位のコマを受け持ってもらっていますか。

学校教育課指導主事

1年間、3年目になりますが、高知大学の社会教育学部の先生方に国際理解の授業を行っていただいています。インターンシップによって企業の中に生徒が入って指導を行っていただいたり、また企業の社長などに来ていただきご講話を、学年ごとにいただいております。

西山委員

インターンシップの期間は、何日間ですか。

学校教育課指導主事

一週間です。

西山委員

最低1週間ということはあちこちから言われておりますので、1週間は是非一つの企業でなさっていかれるのが良いかと思えます。

西森委員

スポーツマネジメント科のことについてお伺いしたいと思います。生徒さんの募集の方法について、以前にも同じようなことをおうかがいした時に、やはり学校ですので学力テストとかは、はずせない。そういう枠の中でとおっしゃっていましたが、やはりスポーツには向き・不向きといいますか、スポーツでの能力を図る必要がある。その辺りの募集方法をお聞きしたいのが1点。

もう1点は、その改訂のところを拝見しますと、特に(5)で、そこに生徒さんが、将来どのようなところに進んでいかれるということが書かれているのですが、まだまだ、日本はスポーツで食べていくことは難しい状況があるではないかと思っており、ごく一部の生徒さん、ごく一部の募集枠のコーチであったりトレーナーの方かと思うのですが、スポーツを志す高校生たちが、将来僕はああいう方向でやっていけそうなどというビジョンを持っていくような、動機付けにむけての授業ですとか、取り組みですとか、そんなビジョンを教えてくださいましたらと思います。

学校教育課指導主幹

募集の方法ですが、他の学科と同様に学科試験を課します。実技審査、実績等も考慮し総合的に判断いたします。次に、スポーツで生計を立てるといのは確かに現実としてはなかなか厳しい状況であります。近

年大学でもスポーツマネジメント学科を設置する大学が多くなっており、スポーツを通じて社会貢献を果たしていく、職種はスポーツではないかもしれないけれども、そういった活動にかかわっていく人材を育てていく。またこれは全学科同じですが、いわゆる起業家精神、業を起こす、企業の中へ入ってもそうですが、自分で物事を切り開いていく力を身につけていく人材を育成していきたいと考えております。特にスポーツを目指す生徒にとっては、非常に有利に持っていけるのではないかと考えています。

松原教育長

そういう精神を培うと言うことであれば、西山委員から話があったけれども、これを契機にして、例えば、経済界から講師としてお願いするとか、或いは専門学校からお願いするとかいう風な、外部の専門的な知恵を、ある程度導入して、生きた教育が出来るようなシステムに、抜本的に考えていったらどうかなと思う。

だから、来年度辺りの予算のなかに入れるなら入れるという線で、構想をまとめてみたらどうか。

門田委員長

中学生が是非この学校へ行きたい、保護者が行かせたいという風なものを。

広く見せられて、単に名前が変わるというだけでなく、魅力ある学校づくりをしていただきたい。予算が伴うものでしたら、是非確保していただきたいと考えます。

それでは、市教委第45号 高知商業高等学校の学科の廃止及び設置については、原案のとおり決することでご異議ございませんか。

委員一同

【異議なし】

門田委員長

それでは、原案の通り決しました。

次に、日程第5 市教委第46号 高知市大学等奨学資金貸付規則の全部改正についてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

学事課課長補佐

学事課の森でございます。

まず、はじめに今回の改正の趣旨についてご説明をいたします。資料は、6ページの「高知市大学等奨学資金貸付規則の全部改正について」の趣旨の部分をご覧ください。

これまで、高知市の奨学資金の対象につきましては、大学や専門学校等に入学した1年生のみにしてまいりました。しかしながら、昨今の経済状況の悪化に伴い、入学後に進学が困難となる学生からの問い合わせが増加してまいりました。

加えて、これまでは、同一人に対する貸付制限を設けず2回、合計3回という貸付が、同一の者に対して行われていました。それをより多くの学生にこの奨学金制度を享受してもらうために、同一人に対する貸付制限を設けるといふものが、この二つが大きな改正の趣旨になるのでございます。

具体的に改正についてご説明いたします。新旧対照表13ページをご覧くださいになっていただけますでしょうか。

先ず、初めに貸付対象者を第1学年に限定せず、在学中の者ということにしまして、第2条 貸付対象者の(2)イに、在学している大学等に入学後1年以上、当該大学に在学している正規の就業年限以内で在籍している者に限るといふことで、入学後2年生、3年生、4年生の者を対象とするもので、これまでの第1学年に限るといふ対象を拡大しております。

続きまして、2つ目の貸付回数制限 第3条でございます。奨学金の貸付は、貸付対象者一人につき、次に掲げる大学等の区分ごとに、1回、通算で2回を限度とする。つまり、区分ごとに1回、で同一人に対しては限度が2回になるわけです。

この対象の大学等につきましては、次の5ページに出ておりますが、(1)短期大学、(2)大学院、(3)大学、

(4)高等専門学校専攻科，(5)専修学校及び各種学校という5つの区分になっております。

そのほかの部分につきましては，貸付の手続き，返還等についての文言の修正でございます。

簡単でございますが，以上でございます。

門田委員長

みなさま，どうでしょうか。

山本委員

今まで，学生の方って何名位ですか。

学事課課長補佐

現在の奨学金の利用者ですね。ここ数年見て見ますと，本年度23年度が64名，昨年度22年度が74名，21年度67名と70名程度で推移しております。平成18年度100名。貸付が始まりましたのは，平成14年度で，累計が，2,224名となっております。

西森委員

奨学金の返還についてですが，いわゆる回収率は如何ほどでしょうか。

学事課課長補佐

貸付は平成14年度から始まりまして，返還は平成17年度から始まり，19年度から滞納が生じております。

昨年度を見てみますと，新規に貸し付けたものに対して，返還金額は35,500,000円に対して，返還があったものは33,000,000円，合計95.4%の返還率となっております。

それに比べまして，前年度まで，つまり平成21年度以前の返還金を見てみますと，貸付金が2,940,000円，それに対して返還金が372,000円と言うことで，返還率は12.6%となっております。

つまり，その年に返さなくてはいけない年には，沢山返ってきますが，経済的に苦しくなって返還が困難になった場合は，年数が経過しても返還が難しい状況にあまり変化がないということが予想されます。

門田委員長

よろしいですか。

西森委員

非常に意義のある事業で，その返還のことについてこのシステム自体，改める必要は全くないと思うのですが，今後，場合によっては，法的措置が出てきますが，この点についてはいかがでしょうか。

学事課課長補佐

返還に関しましては，文書での督促，電話，面接等で実施しております。その中で返したいけれどもこの貸付が生活保護の1.5倍の収入ということで余り余裕のないご家庭での状況で，返したくても返せない。

それにつきまして，貸付の期限が10年間になりますので，それまでに支払い督促を申し立てることになるのかということも，検討には入ってくるとは思いますが，ご家庭の状況が厳しいところがありますので，支払能力の関係で対応はどのようにするか検討していかねばならないと思っております。この問題に今後どのように対応するかということは，学事課としても大きな課題となっております。

西森委員

なかなか苦しいお話でやってくると思うのですが，逆にこれを置いて，時効にかかる事態になれば，やっぱり行政側の責任を問われることになってくるので，どうしたらいいのかという具体的なことは，本当に難しい判断と思うのですが，ご検討いただいたほうが良いかと思っております。

学事課課長補佐

今時点では，文書催告や電話での納付呼びかけということも考えています。

門田委員長

ほかに意見はございませんか。

ないようでしたら採決に移りたいと思います。

市教委第 46 号 高知市大学等奨学資金貸付規則の全部改正については、原案の通り決することでご異議ございませんか。

委員一同

【異議なし】

門田委員長

それでは、市教委第 46 号は、原案の通り決しました。

続きまして報告事項です。高知市教育委員会事務局職員の不祥事について、事務局から説明をお願いします。

総務課長

総務課の池畠でございます。職員の不祥事につきまして、大変ご迷惑をおかけしました。

報告内容はお電話で一報をさせていただいたとおりですけれども、高知市教育委員会青少年課職員が、住居侵入罪の容疑により、平成 23 年 11 月 22 日に逮捕されました。

逮捕された職員は、青少年課主事 山中 教生 31 歳、逮捕理由は 住居侵入罪の容疑です。

事件の概要は、当該職員が、知人女性宅に住居侵入罪にて逮捕されたものでございます。

経歴は、平成 18 年 4 月 1 日に高知市役所に採用されまして、生活福祉課に配属、3 年後の 21 年 4 月 1 日青少年課に異動になりました。

青少年課での業務は、主に、児童クラブ施設の維持管理、修繕等の業務でございます。今のところの情報は、以上のところでございます。

大変申し上げございません。

門田委員長

この件、よろしいでしょうか。

それでは続きまして、高知商業高等学校の不審火について、事務局の説明をお願いします。

学校教育課長

学校教育課 土居でございます。

先日新聞報道等もございましたが、高知商業高等学校におきまして、10 月 26 日から 4 回不審火がございました。

1 回目は、10 月 26 日午後 5 時頃女子トイレですが、職員が確認しております。この時は、火をそのまま確認しておりますので、火が出た時刻がほぼそのままの時刻となっております。後 2 回目、3 回目、4 回目につきましては、発見時刻が資料に記載しておりますが、その時点で出火している状況等が確認されておられませんので、その時間帯と出火した時間帯が同一でないものと考えます。

27 日には、北舎 1 階渡り廊下から 2 階階段にいたる掲示板に貼っていたポスター 3 枚の一部が焦げていたのを生徒が発見し、教員が確認しております。それから 11 月 17 日は、午前 10 時 50 分ごろですが和室トイレのトイレトーパーが焦げているのを発見。更に 21 日午後 5 時 30 分ごろ、女子トイレにある掃除道具入れにかけているビニール袋の底が 2 ヶ所溶けているのを巡回の教員が発見しております。

学校といたしましては、4 回とも発見と同時に、高知市消防署に連絡し、現場検証を受け、被害届後、消防署には被災物件等で提出を行っております。

保護者対応としては 10 月 26 日の P T A 役員会に報告しております。

学校の対応としては、1 回目以降、教職員が班を組み校内巡回を行う。生徒に対しては、全校集会を持ち、概要報告と注意と情報提供を促しております。

17 日には、報告書により、情報を伝えるとともに周囲の情報提供、注意を促しております。更に 4 回目に

起きました 11 月 26 日、保護者に対して報告文書を発送しております。

また 26 日から 30 日までですが、高知県警が 6 時以降、待機していくという形で対応していただいております。

門田委員長

1 回目、2 回目は、生徒たちがいる時間帯に実際燃えているのですか。

学校教育課指導主事

校時は終わっているのですが、クラブ活動は行われておりました。また 6 時から定時制の授業が始まりますので、その生徒たちが来ている時間帯です。

松原教育長

不審火と書いてあるが、学校は不審火として動いているのか、それとも放火として動いていますか。

学校教育課指導主事

不審火です。

松原教育長

放火じゃないのかということ動いているのではないのですか。

学校教育課指導主事

件名はポリバケツが燃えて、消火という活動ということになっていますが、その後の状況を見ますと、外部からの放火は考えにくい状況であり、精神的なものから起こる行動ではないかと考えます。

門田委員長

3 回目、4 回目は既に消えた後ですか。それで何時火を点けられたかは分からないと、あとはポスターが焦げていた。

学校教育課指導主事

2 回目です。

門田委員長

2 回目。焦げていた？

松原教育長

私が聞きたいのは、例えば何かのクラブがあって、そこから火が出た可能性もあるということで不審火として扱いをしているのか、全然火の気がないところに明らかに誰かが、なにかで火を付けて、それが燃えたと認識しているのかを聞きたいところです。

そういうことを考えたら、不審火と書いてあるけれども、放火の可能性があるとということで動いてるのですよね。

これは、何としても早いところ捕まえないと、燃えたら大変なことになりますからね。命に関わるかもしれない。

連続して何回も。1 ヶ月位の間にも 4 回も。今まで全然なかった訳でしょう。

生徒じゃない可能性も有るかもしれないが、生徒指導辺りで何か学校とトラブルがあったみたいなことはないのか。

学校教育課指導主事

色々尋ねておりますけれども、生徒指導でのトラブルは聞いておりません。

松原教育長

そうですね。

急に、放火みたいなもの起こるとするのは、何らかの原因がありそうな気がするね。

今も見回りをしてるのですよね。

しかし現実に何とかしないと困るよね。

門田委員長

大変なことにならないように。

以上で、本日の議事日程をすべて終了いたしました。

これで、教育委員会を閉会いたします。

閉会 午後2時15分

署名

委員長

3番委員
